

## 那珂郡

〔塵袋七〕一僧ノガスヲ何口ト云フハ略中日向國古庚郡<sup>ツネニ</sup>ハ兒湯郡トカクニ吐濃峯ト云フミネアリ、神オハス、吐乃大明神トゾ申ナル。○下略

## 宮崎郡

延喜式に日向國那珂郡あり、倭名抄に日向國那珂中とあり、名義は仲臣の居たりし處などにて負せたるか、仲臣は姓氏錄に、神八井耳命之後也とあり、又古事記中卷に、神八井耳命者阿蘇君、筑紫三家連等之祖也、また阿蘇社記に、健磐龍命者、神武天皇第二之子、神八井耳命第六之御子也などあるを思ふに由あるべし、文は姓の仲もこゝより起れりしに又接するに圖帳殘篇に、日向國那珂郡、古老傳云、大穴持命巡行此國至此處詔國之中、故云中郡ともあり。

## 〔太宰管内志日向三〕宮崎郡

方位は輿地圖に依て接するに、南方は那珂郡にとなり、西は諸縣郡にとなり、北は兒湯諸縣の二郡にとなれり、かくて東方は輿地圖に兒湯那珂二郡の土地、いりめぐりたる如くにかけれど、おぼつかなしこはなほよくかの國人にたづねてさだむべし。

〔續日本紀二十九〕神護景雲二年九月辛巳勅略中又同月〇七十一日得肥後國葦北郡人刑部廣瀬女日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼青馬白髮尾並付所司令勘圖譜

〔續日本紀二十九〕神護景雲二年九月辛巳勅略中又同月〇七十一日得肥後國葦北郡人刑部廣瀬女日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼青馬白髮尾並付所司令勘圖譜

## 諸縣郡

半間

## 〔太宰管内志日向三〕諸縣郡

方位は輿地圖に因て接するに、東方は宮崎那珂の二郡にとなり、南方は海、又大隅國肝屬郡にいたり、西方は大隅國贈於郡、又桑原郡、又菱薺郡、又出水郡、又肥後國玖麻郡につらなり、北は玖麻郡より、當國兒湯郡にいたりて、南北三十里餘、東西ある處は十五六里、ある處は十里、又七八里、ばか